

青の煌めきあおもり国スポフェンシング競技

愛子内親王殿下の競技御覧に係る各都道府県選手団関係者入場券（ＡＤカード）申込約款

（総則）

第１条 令和８年１０月１３日（火）愛子内親王殿下の青の煌めきあおもり国スポ「第８０回国民スポーツ大会」のフェンシング競技の競技御覧に伴う、選手団関係者入場券（ＡＤカード）（以下「入場券」という。）の申込者（以下「申込者」という。）は、本約款に同意したものとみなします。

（募集）

第２条 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会事務局（以下「実行委員会」という。）は、フェンシング競技会（成年男子エペ、成年女子サーブル）において、次の各号に掲げる者を対象として、各都道府県につき最大１０名を上限に入場券の申込者を募集します。

- （１）成年男子エペ３回戦又は成年女子サーブル２回戦以上の試合に出場する選手の家族
- （２）成年男子エペ３回戦又は成年女子サーブル２回戦以上の試合に出場する都道府県選手団関係者

（申込）

第３条 入場券の申込は、次の方法により実行委員会に申し込むものとします。

- （１）「１０月１３日（火）成年男子エペ又は成年女子サーブル観覧申込書」を１０月１２日（月）午後６時３０分までに必要事項を記入の上、実行委員会に提出するものとします。
- （２）申込者は、観覧者名簿に掲げるすべての項目について、正確に記載しなければなりません。

（無効の申込）

第４条 次に掲げる申込は申込単位で無効にします。

- （１）虚偽の事項を記載した申込
- （２）必要な事項を記載していない申込

（入場料）

第５条 入場料は、無料とします。

（入場券の発行）

第６条 実行委員会は、競技会当日に受付後、本人確認済みの方には「入場券」を発行します。また、リストバンドを配付しますので装着をお願いします。

２ 本人確認方法は、受付時にマイナンバーカード、運転免許証等、官公庁等の公的機関が

発行する顔写真付きの本人確認書類のいずれかを提示いただき、「10月13日（火）成年男子エペ又は成年女子サーブル観覧申込書」と照合して、申込者本人であることを確認します。ただし、顔写真付きの本人確認書類を所持していない場合は、健康保険証その他の官公庁等の公的機関が発行する本人確認書類が2点必要となります。（例：健康保険証、母子健康手帳、各種医療費助成受給券等）

- 3 申込時に入力いただいた氏名・住所・生年月日と本人確認書類が一致しない場合は、「入場券」は発行できません。

（駐車場）

第7条 第2条第2号に該当する者は、むつマエダアリーナ南側の一般駐車場を利用できます。その他の駐車場は利用できません。また、駐輪場も利用できません。

- 2 第2条第1号及び第3号に該当する者は、前日までの指定された駐車場を利用してください。

（実行委員会の権利）

第8条 実行委員会は、本約款に違反した者に対し、会場への立ち入りを拒否する権利、又は会場から退去させる権利を有します。

（損失の責任）

第9条 申込者が、競技の開催前、開催中及び開催後を問わず、競技を観覧することに付随して生じた身体への危害及び財産上を含む損害又は損失については、施設上の不備等実行委員会に責任がある場合を除き、その責任を負いません。

（個人情報の取扱い）

第10条 実行委員会は、申込の際に得た個人情報を運営における観覧者の本人確認、会場警備のための警察および警備関係者への情報提供、その他青の煌めきあおもり国スポ・障スポの運営及び管理のためにのみ利用します。

（肖像権の取扱い）

第11条 競技会を観覧した場合、報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書・ホームページ等で公開されることがあります。

- 2 競技会を観覧した場合、報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映及びインターネットにより配信されることがあります。また、大会開催の報告書等に編集され、配布されることがあります。

（入場券の譲渡禁止）

第12条 正規の手続きにより入場券の保持者（以下「保持者」という。）となった者に限り、

入場券を使用する権利を有するものとし、入場券を他人に譲渡又は貸与することは禁止します。

(他用途利用の禁止)

第13条 入場券を広告、転売その他の営業目的（景品又は競争若しくは抽選の商品として供すること等）に利用することはできません。

(入場券の紛失)

第14条 入場券を紛失した場合は、ご覧いただけない場合があります。

(運営管理)

第15条 保持者は、競技会場に入場する際は、必ず入場券を首から掛けなければなりません。

2 保持者は、退場後にフェンシング競技観覧エリアに再入場する際は、入場券及びリストバンドで再度本人確認を行い、金属探知等の一連の検査を受けていただきます。

3 保持者は、入場ゲート進入時以外においても、実行委員会等から本人確認を求められた場合は、これに応じなければなりません。

4 入場券を持参していない場合及び本人確認ができない場合は、入場することはできません。

5 保持者は、入場の際に、秩序保持又は円滑な運営を行うために実行委員会等が行う手荷物又は所持品等の検査に応じなければなりません。

6 保持者は、実行委員会が別に定める持込禁止物の持込み及び禁止行為等を行ってはなりません。

7 保持者は、実行委員会が指定する範囲内の座席に着席しなければなりません。

8 成年男子エペ3回戦又は成年女子サーブル2回戦において敗退した都道府県の観覧者は、試合終了後速やかに席を空け、座席の入れ替えを行わなければなりません。

9 座席の配置にあたっては、準々決勝に進出した都道府県の観覧者を優先とします。

10 実行委員会は、会場の運営管理に必要な限りにおいて、保持者の座席を変更する権利を有するものとし、保持者は変更に従わなければなりません。

(入場券の無効)

第16条 荒天その他特別な事情により、入場者を制限し、観覧者を入場させない判断をした場合又は中止の場合、入場券は無効とします。

(その他)

第17条 会場運営の都合上、競技会場の入場時間を指定する場合があります。

2 競技御覧に係る入場規制等の解除の合図は実行委員会が行うものとし、その合図をもつ

て本約款での事項は失効するものとします。

3 その他必要な事項は実行委員会と関係機関が協議の上、別途定めます。